

事 務 連 絡

平成 27 年 10 月 7 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

**食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等
の規格基準の一部を改正する件について**

このことについて、平成 27 年 9 月 24 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事安全企画班担当）から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 143 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第 384 号）が平成 27 年 9 月 18 日に公布されたことについて、別添のとおり本会関係者に周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者にも周知方よろしくお願いいたします。

なお、厚生労働省医薬食品局食品安全部長から都道府県知事等への通知は、同省のホームページに掲載されているので、次の URL から参照してください。

厚生労働省ホームページ

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について(平成 27 年 9 月 18 日付け食安発 0918 第 1 号)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000098073.pdf>

本件のお問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当：駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成27年9月24日

公益社団法人 日本獣医師会事務局長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

課長補佐（薬事安全企画班担当）

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格
基準の一部を改正する件について

今般、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長より、食品衛生法施行
規則の一部改正及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について別添のと
おり通知がありました。つきましては、貴会会員への周知方お願いします。



食安基発 0918 第 2 号
平成 27 年 9 月 18 日

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品全部基準審査課長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 143 号）
及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 27 年厚生労働省告示第
384 号）が本日公布され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛て
通知しましたので、関係者への周知方お願いします。

